低入札価格調査マニュアル

このマニュアルは、工事の品質確保および不良・不適格業者の排除等に資するため、低入札価格調査実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく調査を実施する際の調査方法および内容等を定めるものである。

（適用範囲）

第１条　本マニュアルは、金沢市契約規則（平成 15 年規則第１号。以下「契約規則」という。）第 14 条第２項に規定する低入札価格調査基準価格を下回った入札者に対して適用する。

（調査方法）

第２条　本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、入札が執行された日から実施することとし、可及的速やかに入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了するものとする。

２　本調査は、次の手順により実施するものとする。

(1)　落札の決定を保留した段階で、調査対象となった入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、低入札価格調査の対象である旨を申し述べ、入札執行の日から起算して３日以内に入札書記載金額と一致した工事費内訳書を提出させること。

(2)　調査対象者に対し、実施要領第６条第１項各号に規定する資料（別記様式 1～13）を作成させ、原則として７日以内に監理課あてに入札者の責任者等から提出させること。

(3)　調査対象者から資料を受領した日から起算して７日以内に第３条の調査内容に基づき、入札者の責任者から事情聴取を行うこと。

３　本調査の実施に際し、本マニュアルで定められた資料提出等が行われない場合は、調査対象者に対して期限を定めて積極的な説明を求め、これに応じないときは、実施要領第８条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当する旨を申し述べるものとする。

（調査内容）

第３条　本調査においては、実施要領第６条第１項で規定する調査内容のうち、特に次の各号に掲げる内容について重点的に調査を行うものとする。

(1)　当該価格で入札した理由

(2)　入札金額の積算内訳

(3)　手持工事の状況

(4)　契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関連

(5)　手持資材の状況

(6)　資材購入先及び購入先と入札者の関係

(7)　手持機械数の状況

(8)　労務者の具体的供給見通し

(9)　過去に施工した公共工事名及び発注者

(10)　建設副産物の搬出地

２　前項第１号に掲げる内容ついては、当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かどうか確認するものとする。

３　第１項第２号に掲げる内容については、次の各号に掲げる調査を実施するものとする。

(1)　仕様及び数量について、数量総括表に対応する積算内訳となっているか確認するものとする。

(2)　仕様及び数量について、設計図書での要求事項を理解して見積りを行っているか確認するものとする。

(3)　仕様及び数量について、指定の数量によって積算されているか確認するものとする。

(4)　仕様及び数量について、指定の工法によって施工することとしているか確認するものとする。（指定していない場合、安全性等で問題はないか。）

(5)　資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行うものとする。

(6)　下請業者を予定している場合について、予定している「施工体制台帳及び施工体系図」及びその下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認し、以下に掲げる場合にはその理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施して積算内訳の内容を確認するものとする。

①　下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合。

②　下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合。

③　下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合。

(7)　安全対策について、安全管理等の共通仮設費の計上は不適切ではないか確認するものとする。（特に、指定仮設についての調査は入念に行うこと。）

(8)　現場管理費について、計上された金額が不適当ではないか確認するものとする。

(9)　一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認するものとする。

4　第１項第３号に掲げる内容については、次の各号に掲げる調査を実施するものとする。

(1)　当該工事付近における手持工事及び当該工事に関連する手持工事の状況から間接費の節減が可能かどうか確認するものとする。（具体的には、営繕損料、現場管理費等の節減が可能かどうか確認すること。）

(2)　工事予定個所に関連する技術者（監理技術者等）について、配置予定を確認し、他の手持工事の状況との関係を確認するものとする。

(3)　予定技術者について、名簿の提出を求め入札者との雇用関係を健康保険証等の写しにより確認するものとする。

(4)　予定技術者について、入札公告又は入札掲示後に入社させた者を配置していないかを確認するものとする。

5　第１項第４号に掲げる内容については、次の各号に掲げる調査を実施するものとする。

(1)　監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理的条件等をかんがみ、経費等の節減が可能かどうかを確認するものとする。

(2)　緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかどうか確認するものとする。

6　第１項第５号に掲げる内容については、具体的な数量・活用方法等及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認するものとする。

7　第１項第６号に掲げる内容については、当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書等により確認するものとし、見積書等の提出がない場合は、取引先の意向を確認するものとする。

8　第１項第７号に掲げる内容については、当該工事において手持の建設機械等を使用するとしている場合は、所属等を証する資料等で手持の建設機械等かどうか確認するものとする。

9　第１項第８号に掲げる内容については、労務者の確保計画及び配置の内容について次の各号に掲げる調査を実施するものとする。

(1)　労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。

(2)　労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認は健康保険証等の写しにより行う。

10　第１項第９号に掲げる内容については、過去に施工した公共工事名及び発注者の状況について次の各号に掲げる調査を実施するものとする。

(1)　過去に施工した公共工事の施工体制台帳及び請負代金内訳書を２～３例提出を求め、内容について確認するものとする。

(2)　本市発注工事において低入札受注工事の実績があれば報告させ、第２項から前項までに係る内容について確認するとともに、工事評定点を調査するものとする。（工事評定点は、受注者には問わないこと。）

11　第１項第 10 号に掲げる内容については、建設副産物の搬出地の状況について次の各号に掲げる調査を実施するものとする。

(1)　建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認するものとする。

(2)　適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認するものとする。（処理価格も含む。）